

# 羽田発着枠政策コンテスト募集要綱

令和元年12月18日  
国土交通省航空局  
航空ネットワーク部  
航空事業課

## 1. 制度の背景・趣旨

### (1) 背景

航空市場における競争の激化や国内人口の減少が進み、地方航空ネットワークの維持が一層困難となっている昨今、地方航空ネットワークの維持・充実について、従来のように企業努力に依存することには限界がある。さらに、各地域が置かれている状況は多様であることから、地方路線の維持・充実に向けて地域の実情に即した取組を促進するため、地方公共団体、空港ビル会社及び地場産業等を含む地域がこれまで以上に主体的な役割を果たし、航空会社とのパートナーシップを通じて、具体的な措置を講じていくことが期待されている。

以上のような状況にある中、「羽田発着枠配分基準検討小委員会報告書」(平成24年11月28日)において、「既存の政策枠の活用状況を踏まえた上で、当該政策枠を活用し、地域が航空会社とのパートナーシップにより実施する地方航空ネットワークの充実のための取組みの提案に関してコンテストを実施し、優れた提案を評価して発着枠を付与する手段の導入を検討すべき」とされたのを受け、平成26年夏ダイヤより「羽田発着枠政策コンテスト」が導入され、現在、羽田＝山形、羽田＝鳥取、羽田＝石見の3路線が羽田発着枠の配分を受けているところである。

更に、「羽田発着枠配分基準検討小委員会報告書」(本年8月29日)を受けた羽田発着枠の配分見直し(本年9月2日発表)により、令和2年(2020年)夏ダイヤ(3月29日～)以降、本コンテスト枠は現行の3枠から5枠に増枠することとされた。

### (2) 趣旨

航空会社の自助努力のみでは路線の維持・充実が困難な低需要路線について、地域と航空会社による路線充実に係る共同提案について評価を行い、優れた提案の路線に対して羽田空港国内線発着枠を配分する政策コンテストを導入し、

- ① 首都圏へのアクセシビリティ改善を通じた住民生活の利便性向上及び地域の活性化
- ② 路線充実に向けた地域の取組へのインセンティブの付与及び地域間競争の要素を通じた地域の取組の高度化
- ③ 航空会社の自助努力のみに頼らない、地域の主体的な取組みによる地方路線の充実に図るものである。

## 2. 応募主体

以下のいずれかに該当する者とする。

- ① 地方公共団体
- ② 地方公共団体を構成員に含む協議会等  
(以下、①及び②を併せて「地方公共団体等」という。)

①、②のいずれに場合においても、政策コンテストにより配分される羽田空港国内線発着枠(以下「コンテスト枠」という。)を使用し、提案を行った地方路線を運航する予定の航空運送事業者と共同で応募するものとする。

## 3. 提案対象路線

低需要の地方路線の充実を図る観点から、コンテスト枠の提案対象路線は、以下のいずれかの要件を満たす路線とする。

- ① コンテスト実施時点において1便・3便ルール対象となっている路線の増便
- ② 直近3年間(平成28年度～30年度)の年間旅客数平均がおおむね50万人程度である以下の羽田路線の増便  
帯広、出雲、米子、青森、釧路、女満別、岩国、富山
- ③ 新規開設路線

原則として、コンテスト枠を当該路線において通年使用することとする。なお、1つのコンテスト枠を、複数の提案対象路線の共同により通年使用することを妨げない(例:A路線-夏ダイヤ、B路線-冬ダイヤ)。

※ 1つの提案路線において通年使用する場合は、複数便分のコンテスト枠を希望することも可。

※ 提案路線においてコンテスト枠を通年で使用しない場合であっても、使用しない期間において、共同提案を行う航空会社が当該路線の近隣空港の羽田路線(幹線を除く。)においてコンテスト枠を使用しつつ、当該提案地域の活性化に資する取組(提案路線も活用した旅行商品造成等)を行う場合にあっては、提案を行うことを妨げない。

## 4. コンテスト枠の取扱い

政策コンテストの結果配分されるコンテスト枠の使用期間は、令和2年冬ダイヤ～令和4年冬ダイヤ(令和2年10月25日～令和5年3月25日)とし、政策コンテストにおいて共同提案を行った航空運送事業者に対して同枠の配分を行う。なお、コンテスト枠は、「地方路線利便性向上枠」として暫定的に使用される5便分の発着枠とする。

## 5. 提案の評価と路線の決定

提出提案について、「羽田発着枠政策コンテストの評価等に関する懇談会」(以下「懇談会」という。)において評価基準(別紙1)に基づき評価を行い、同懇談会の評価を踏まえ、国土交通省においてコンテスト枠の配分対象路線を決定することとする。

※ コンテスト枠は、政策コンテストの提案路線において使用するものとし、当該路線の現在の便数を維持した上で、増便又は新規開設のために使用するものとする。当該路線の減便を行う場合は、まずコンテスト枠を回収することとする。

## 6. 応募に際しての必要書類

応募に際しては、別紙2「提案書様式」の項目を具体的かつ明瞭に記入の上、提出すること。様式については、原則別紙2を使用することとするが、追加的に資料を添付しても構わない。

- ・提案書(別紙2): 応募者概要、対象路線、目標、取組体制、施策内容等
- ・提案概要(PowerPoint形式): 提案の概要

## 7. 募集期間・提案書類提出方法

(募集期間)

令和元年12月18日(水)～令和2年2月14日(金)

(募集締切)

令和2年2月14日(金)18:00必着

※締切後の提出は一切認めない。

(提出方法)

応募書類は、以下の宛先に郵送及び電子メール双方にて「6.」の書類及び電子ファイルを送付すること。

宛先: 〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省航空局航空ネットワーク部航空事業課 政策コンテスト担当

TEL: 03-5253-8111(内線:48512、48518)

e-mail: hqt-cab.contest-hnd@mlit.go.jp

## 8. 提案提出後の手続とスケジュール

(提案の確認) 令和2年2月中旬～下旬

募集期間終了後に、提案内容について確認するため、必要に応じて事務局より問い合わせを行うことがある。

(提案に対するヒアリング及び評価) 令和2年3月上旬

懇談会において、応募のあった提案について、地方公共団体等よりヒアリングを実施するとともに、評価基準(別紙1)に基づき、評価を実施する。なお、本懇談会によるヒアリング及び評価は非公開で実施するものとする。

(対象路線の選定)令和2年3月中

提案に対する懇談会の評価結果を踏まえ、国土交通省においてコンテスト枠の選定路線を決定する(最大5便分)。選定された提案を共同で行った航空会社に、当該提案内容に沿った形での使用を条件として、コンテスト枠の配分を行うこととする。

(コンテスト枠の見直し等)令和4年夏～秋頃(予定)

令和5年夏ダイヤ以降のコンテスト枠の扱いについては、令和4年夏ダイヤ途中までの取組、成果等を検証し、その後原則2年間の継続使用又はコンテストの再実施等を検討する。

なお、当該検証の前にも、必要に応じ、提案を提出した地方公共団体等に対して、その取組状況等に関する報告を求めるものとする。

## 9. 注意事項

政策コンテストによる提案の評価及び選定が終わるまでの間、政策コンテストに応募予定又は応募済みの地方公共団体等又はその関係者が、その手段の如何に関わらず、政策コンテストに関連し、懇談会委員に接触することを禁ずる(ヒアリングの実施時等、選定過程で必要とする場合を除く)。上記に反し、委員に接触したことが判明した場合、当該地方公共団体等は政策コンテストへの応募資格が喪失したものとみなす場合がある。